SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section N493 2012·3·25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **つ** 03(5366)1131 (代) FAX 03(5366)1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp



ローマの子ども

『原発ら人倫三全国記念。交流異公四月七日・人日はぜひ福島へ!

東京海部一幸

研究と運動の交流を深める集会1 たたかう人々が一同に会し、

二〇一一年に原発問題連続講座を取り組んだ、法律家五団体・日本ジャーナリスト会議・日本科学者会議が呼びかけ、後記の諸団体、弁護団が集まって実行委員会をつくり、「『原発と人権』全国研究・交流集会~人間・コミュニティの回復と原研のない社会をめざして~」という企画を、事故から一年を経たこの四月に、福島の地で開催しようと準備を進めている。

徒の学習の場を破壊し、人々の生業を奪い、財産被害をもたらした。子どもの遊びの場を奪い、生したことのない質の、多様かつ広範な、未曾有の福島第一原発事故は、これまで私たちが経験を

線で約一〇分、金谷川駅下車五分。

会場は、両日とも福島大学。福島駅から東北本

等々。
し、ふるさとを奪い、人々の健康を損なっているを奪い、さまざまなレベルのコミュニティを破壊

この企画は、原発事故被害者と市民のたたかいこの企画は、原発事故がもたらした、前述の複接の人々が一同に会し、福島第一原発事故の原因とこれを引き起こした東電と国の責任を明らかにとこれを引き起こした東電と国の責任を明らかにをこれを引き起こした東電と国の責任を明らかにをこれを引き起こした東電と国の責任を明らかにをこれを引き起こした東電と国の責任を明らかにをこれを引き起こした東電と国の法律家・社会をの表して原発のない社会をめざして、研究と運動の交流を深めようとするものである。

2 企画の内容

20日本

(全体会 四月七日(土)午後一時半~六時] (全体会 四月七日(土)午後一時半~六時]

の運動からの報告。一〇名程度を予定。
②「原発事故被害者・市民は訴える」

③「首長は訴える」

を予定。 南相馬・双葉・浪江など現地首長からの報告

④特別報告「原爆被爆者の闘いをどう生かす

田中照巳(被団協事務局長)

⑤講演「福島の再生をめざして」

*宿泊、懇親会とも飯坂温泉「飯坂ホテル聚楽」 清水修二 (福島大学副学長

会に向けての問題提起でもある。 演「福島の再生をめざして」は、二日目の各分科 意味で、⑤の清水修二氏(福島大学副学長)の講 えられなければならない (→全体会④・⑤)。 その 対してはどのような政策を求めていくべきかが考 か、そのためには何が必要であり、国や自治体に たことをふまえて、福島をどのように再生できる かにし、これを曖昧にすることを決して許さない 原発事故の原因の解明と東電と政府の責任を明ら 体会②・③)。また、こうした被害をもたらした げることができるかが根底的に重要である (→全 か、可視化できるか、裁判所を含め社会に伝え広 である。この被害を私たちがどこまで把握できる など、今まで私たちが経験をしたことのないもの ことが重要である(→全体会①)。そして、こうし 原発被害は、その被害の質、 多様性、 広がり

第1分科会 (科学者会議・日民協) 第2分科会 (青法協弁学合同部会) 「放射能の影響とどう向き合うか 四月八日(日)午前九時半~午後三時】

傷つき、 破壊されたコミュニティの回復のため

> 第3分科会(自由法曹団・公害弁連・被害弁護団 「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全

第4分科会 (脱原発弁護団

「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会(反核法協

「原水爆被爆者の運動に学ぶ―広島・長崎から

福島へ―」

第6分科会 (日本ジャーナリスト会議

「原発報道を考える_

*分科会終了後、まとめの全体会、およびこれと 定されている。 が中心になって「青年学生現地交流集会」が予 平行して、実行委員会に参加している学生たち

単にご紹介する。 れていて面白い。紙数の関係で、二つだけごく簡 れぞれの分科会について大変興味深い議論がなさ 重要なテーマである。毎回の実行委員会でも、そ 分科会のそれぞれのテーマはいずれもきわめて

われる。 てきちんと把握した上で、見解の違いで分断され 科学者のなかでも見解に違いがあり、国民の側 放射能、 も必要以上に対立的な雰囲気・状況があるやに思 第一分科会「放射能の影響とどう向き合うか」 しかし、 特に低線量被曝、 科学的な見解の違いは違いとし 内部被曝については

> どのように考えて何を国や自治体に要求していく な影響を含め、社会的に住民がどう向き合うか、 るのではなく、放射線に対する不安による心理的 るのではないか。 かといった観点から、この問題を考える必要があ

それはどう把握され、構成できるのか。 的認知を広げてきたように、「コミュニティ権」と る。 のことが今回の原発事故被害の特徴の一つでもあ の回復のために」 原発事故は、住民の日常生活 える上でもきわめて重要な位置を占めており、そ 害は、損害論や除染問題、集団移住問題などを考 たが、こうしたコミュニティ破壊による住民の被 の基盤である地域コミュニティを根こそぎ破壊し いったものが提起される必要があるのではないか。 第二分科会「傷つき、破壊されたコミュニティ 公害闘争の中で、「環境権」が提起され、社会

何よりも議論を深める場にしたいと考えている。 まえた議論でなければならないことが実行委員会 でも確認されている。大いに交流するとともに、 前記の分科会はもちろん、他の分科会も当然 被害者の皆さんのお話をうかがい、それをふ

3 実行委員会の体制

○実行委員長代行 小野寺利孝 (弁護士) ○実行委員長 豊田誠 (弁護士)

○実行委員会参加団体(二月二○日現在) ○福島実行委員長 自由法曹団/全国公害弁護団連絡会議/日本 清水修二(福島大学副学長

○後援 原発事故被害弁護団/青法協弁学合同部会 被害弁護団/「生業を返せ、地域を返せ!」福島 律家協会/脱原発弁護団全国連絡会/福島原発 ナリスト会議/日本反核法律家協会/日本民主法 科学者会議/日本国際法律家協会/日本ジャー 福島大学、福島民友新聞社、 日本環境

> M I C 会議、福島民報社、日本環境学会、マスコミ関連 九条の会連絡会、日本マスコミ文化情報労組会議

是非ご参加を!そして、原発 形成を! 問題での広範なネットワークの

4

詳細は、 「要項」をご参照いただきたい。大変充

> 実した内容になると期待している。そして、 是非

とも多くの会員にご参加をいただきたい。 発問題に取り組むさまざまな分野の諸団体、そし るネットワークが形成していけたら嬉しいと思っ て諸弁護団のつながりを発展させ、分野を横断す いけるようにしたい。また、この企画を通じて原 この企画を成功させ、継続した取り組みにして

野田財界政権の衆院比例定数81削減案について

兵庫県 上脇 博之

(神戸学院大学法科大学院教授・ ・憲法学

1 民主党内は比例定数八○削減案 でまとまった!

議員定数を現行の一八○から八○削減して一○○ 民主党はマニフェストで衆院の比例代表選挙の

費税増税だけではなく、国会議員定数の削減など や行革を優先させるべきと主張しているため、 が消費税を今増税することに反対し議員定数削減 が、小沢一郎元民主党代表と鳩山由紀夫元首相ら を含む「税と社会保障の一体改革」をめざしている にするとしていた。野田佳彦首相は、消費税増税

も「不退転の決意」で結論を出すと表明した。 (定数一八○→一○○)とする、前日役員会で了承 小選挙区の「一票の格差」 是正に向けて小選挙区 八日の総会で、最高裁が違憲状態と指摘した衆院 「○増五減」(定数○○→二九五)、比例「八○減 民主党の政治改革推進本部は二〇一二年一月

ロックの各定数はさらに削減される(表1を参照 になるうえに、もともと定数が少ない比例の各ブ 梨・福井・徳島・高知・佐賀の五県が二選挙区と 民党案を丸のみしたもので、現在三選挙区ある山 正式決定した。「○増五減」は、まず各都道府県に 三対比例一となり、ますます小選挙区中心のもの 九倍〈二〇一〇年国勢調査〉となる)。 なり、区割りも変更される (一票の格差は一・七八 した議員定数削減案(総定数四八○→三九五)を 議席ずつ割り振る「一人別枠方式」を廃止した自 定数比率で言えば、民主党案は、ほぼ小選挙区

2 を求める野党と連用制さえ否定 する鳩山・小沢元代表ら 小選挙区制を批判し抜本的改革

はますます後退することになる。

ので、比例代表のメリットである少数意見の反映

曲する」問題を指摘し、民主党案には反対を表明 いものの、小選挙区選挙の弊害である「民意を歪 是非や具体的な改革案では足並みがそろっていな 以上の民主党案に対し、 抜本改革を求めている。 野党は議員定数削減の

数三〇) に分け、第一枠 (一二〇) は従来通りドン 行の比例代表選挙の部分を二枠 (定数一二〇と定 比例定数三○削減を提案する自民党でさえ、現

表1:衆院比例代表選挙の11ブロックの各現行定数と削減後の各定数											
ブロック 名	北海 道	東北	南関 東	東京	北陸 信越	東海	近畿	中国	四国	九州	定数 合計
現行	8	14	22	17	11	21	29	11	6	21	180
削減後	4	7	13	10	6	12	16	6	3	12	100

・過去2回の終選挙の結里といくつかの計算

	衣2・過去2回の総選挙の結果といくうかの試算									
	政党名	当選者数 (人)	比例配 分試算 (人)	比例定数 80 削減の場合 の試算(人)	連用制に よる試算 (人)	比例定数 80 削減し連用 制による試 算(人)				
	自由民主党	296	184	267	221	219				
2	公明党	31	64	19	50	32				
2005年	民主党	113	149	88	131	93				
	日本共産党	9	35	3	26	16				
	社会民主党	7	27	3	19	10				
	国民新党	4	9	2	6	4				
	新党日本	1	12	0	7	6				
	その他	19	0	18	20	20				
	総定数	480	480	400	480	400				
2	自由民主党	119	129	94	126	93				
	公明党	21	55	10	49	34				
	民主党	308	204	275	232	224				
	日本共産党	9	34	4	29	18				

21

21

9

4

3

480

各ブロックごとの試算の合計ではなく、

明党が提案している「連用制」による試算は朝日新聞 2012年1月25日による。 比例定数を80削減し「連用制」による試算は朝日新聞2012年2月2日による。

3

4

3

1

6

400

上脇による。民主党案である比例定数 80 削減の場合の試算と公

14

16

5

1

8

480

10

9

4

1

6

400

全国集計による比例

挙区制」としながらも、次の総選挙まで時間がな 「将来的にめざすべきは、 また、議員定数の大幅削減を認める公明党は、 併用制か、 新しい中選

> 制のうち、 獲得議席数を算出する方法である。 い中で今やるべきは「連用制」であるという。 選挙区の当選者数プラス一」から除して各政党の 「連用制」とは、現行の小選挙区比例代表並立 比例代表における議席配分の際に「小

することを提案している (二〇一二年二月一日の各 第二党を除く政党でブロック別にドント式で配分

党協議会での意見。以下同じ)。

ト式で配分するものの、

第二枠 (三〇) は第一党と

2009年

社会民主党

みんなの党

国民新党

新党日本

その他 総定数

比例配分試算は、

7

5

3

1

7

480

「次の次の総選挙は中選挙区制」と主張しなが 議員定数八○削減を容認する国民新党

は

の削減を受け入れた「連用制」を主張 の「○増五減」を受け入れる一方、比例代表の議員 比例代表「併用制」の立場であるが、 考慮にいれるという立場。社会民主党は小選挙区 が、比例代表制も否定せず「連用制、 総定数を半減の二四〇にし中選挙区制を主張する らも「次の総選挙は連用制」と主張。新党改革は 定数八○削減には反対しながらも議員定数の一定 小選挙区で 併用制」も

代表を中心とした制度」への抜本改革を主張 産党は議員定数削減に反対するとともに、 張。みんなの党は小選挙区を廃止し、総定数を 挙区によっては二~四〉で二名連記制も検討)を主 八〇削減した三〇〇の比例代表制を主張。日本共 ○○にし「新しい中選挙区制」(基本は定数三〈選 なお、たちあがれ日本は、総定数を八○減の四 比例

して検討の余地はあるだろう。 高度の政治判断をする場合には過渡的な改革案と 義に最も適した選挙制度とは評し得ない。 がたい (表2を参照)。したがって、議会制民主主 例代表試算に比べると修正の程度は十分とは言い を果たしていることがわかるが、私が行なった比 例定数八〇削減した場合の二つ) を見ると、「連用 合の「朝日新聞」試算(現行定数四八○の場合と比 野党の中で賛成の多い「連用制」を導入した場] は小選挙区による民意の歪曲を修正する機能 ただ、

ところが、民主党内には「連用制」への批判が強

自

聞 四日)は、連用制につき「政権の安定は損なわれ 権をつくってくれるのであれば、心配はしない」と 党が潰れても、自民党なり他の政党が安定した政 年二月一四日二一時二八分)。また、「僕は、 良い」と強調し、反対している(時事通信二〇二 単独政権ができなくなる」「政権を安定させる方が について「非常に危険なことで、二度と日本では る欠点がある」と指摘し、反対している(読売新 いう小沢一郎元代表 (日刊ゲンダイ二〇一二年一月 ○一二年二月一七日八時五分)。 例えば、鳩山由紀夫元首相は、連用制の導入

自覚がないのだろう。

問題点 議員定数削減=「無駄を削る」・ 「政治家もみずから身を切る」の

3

公約。 る」と表明した。 案を今国会に提出すべく民主党として準備してい を切る」として「衆議院議員の定数を削減する法 的な推進」を掲げ「無駄の根絶」「政治家自身が身 「政治・行政改革と社会保障・税一体改革の包括 民主党は「無駄を削る」として議員定数削減を 野田首相も一月二四日の施政方針演説

を「政治家自身の身を切る」と考え表現すること 体 しかし、議員を「無駄」と考え、 大問題である。というのは、 議員定数削減 国会議員は、

> 民の代表者(言い換えれば国民の声)である」との 界の利益を代弁する野田首相は「議員が主権者国 在する公人であるから、決して「無駄」ではない 国民主権、国民代表、議会制民主主義のために存 政治家本人のための地位ではないからだ。財

の身が削られる」ことになる。 っては「自党の身が削られる」というよりも「他党 排除されるのであるから、野田首相や民主党にと 財界政党で占められ、革新政党は衆議院からほぼ 議員が大幅に減ることになる。つまり、衆議院は よりも、庶民の声を代弁する小政党・革新政党の や自民党のような大政党・財界政党の議員が減る また、比例定数がさらに削減されれば、 民主党

減の策動は絶対に阻止しなければならない。 まで以上に容易にさせないためにも、 生活・人権を守り、アメリカへの戦争加担をこれ 憲法九条改悪の提案も可能になる。主権者国民の れまで以上に新自由主義政策を容易に実行でき そうなれば、民主・自民の二大財界政党は、 比例定数削

 \bigcirc

福岡 吉武みゆき

法収集証拠排除による無罪判決があり、確定した. |一〇|||年||月五日に、福岡地方裁判所小倉支部において覚せい剤使用事件につき別件逮捕及び違

事件の概要

尿の任意提出を求め、腕を調べたが、注射痕は確者等が多く利用すると警察が認識していたラブホ 変官が助手席の知人男性に職務質問中であった。 察官が助手席の知人男性に職務質問中であった。 を告人も身分証明書を提示した。被告人は覚 せい剤使用で仮釈放され、二○一年一月七日に執 でが終了したばかりであった。警察官は被告人に は覚

被告人が所持品検査で任意にバックから取り出して見せた物の中に刃体の長さ一・九センチのミニカッターがあった。被告人は所持の理由につき終了した。被告人が車内捜索を拒否して令状を要終了した。被告人が車内捜索を拒否して令状を要終了した。被告人が車内捜索を拒否して令状を要求したところ、ミニカッターの再提示を求められて所持理由を確認され、午前四時三三分に正当なて所持理由を確認され、午前四時三三分に正当なでがある。

っていた。
一連の逮捕経過は駐車場の防犯ビデオに写か、発見されたのはせいぜいストローの束だけだが、発見されたのはせいぜいストローの束だけだ

認できないと言った。

午前五時一○分頃警察署に引致された。覚せい剤の嫌疑は当直に引き継がれ、弁解録取後に尿の柱意提出を拒否すると、腕の注射痕の撮影等強制任意提出を拒否すると、腕の注射痕の撮影等強制で寝てすごした。午前一○時すぎ頃に強制採尿令状の請求が行われ、二二時一○分頃に発布された。一三時五分頃からの生活安全課で程意の取調べに対しても被告人は所持の理由を述べて容疑を否認していたが一三時五三分に釈放された。警察官の説得により引き続き生活安全課で任意の取調べがあり、身上調書一通と供述調書一通が作成された。生活安全課は、薬物銃器係から強制採尿令状の告令状を執行することをきいていた。

頃に尿を提出し、緊急逮捕された。に来て強制採尿令状を提示したので、一七時五分すると、薬物銃器係の警察官数名が被告人のもと

理手続終了後に裁定合議になった。

理手続終了後に裁定合議になった。第一回公判前整提出したが、検察官は起訴した。第一回公判前を提出したが、検察官は起訴した。別件逮捕と手紙を作成して弁護人に宅下げした。別件逮捕と

二 判決内容

建安生 軽犯罪法違反による現行犯逮捕の

(1) ア 刃物所持による軽犯罪法違反での現行犯逮捕の場合、所持に「正当な理由」がないことが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白とが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白とが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白とが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白とが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白とが逮捕の場合、所持に「正当な理由」がないこと、財布等の身の回りの物と一緒にショルダーだった。財布等の身の回りの物と一緒にショルダーだった。財布等の身の回りの物と一緒にショルダーだが逮捕の場合、所持に「正当な理由」がないことが逮捕の場合、所持に「正当な理由」がないことが逮捕の場合、対域に対している。

いることを理由に、嫌疑の明白性を否定した。もとれること、被告人が自分から素直に提示して

イ 検察官は、凶器として十分危険である、犯罪性の高い人物であることを窺わせる事情がある、「いざというときに役に立つ」とはけんかを匂る、「いざというときに役に立つ」とはけんかを匂る、「いざというときに役に立つ」とはけんかを匂った、判決は、警察官はそのような事情を認識しなが、判決は、警察官はそのような事情を認識しなが、判決は、警察官はそのような事情を認識しながらミニカッターの任意提出を求めておらず、その点に合理的説明もないこと、逮捕理由になるとは思いもよらないのに同じことを見つこく繰り返し尋ねられて被告人が「もうよかろうもん」と投げやりに応答したのは無理からぬ事でもある旨述べて検察官の主張を排斥した。

(2) また判決は、罪質の微罪性、被告人がミニカッターを警察官の求めに応じて二度とも素直におり投棄・隠匿等の言動をしていないこと、否認していたのに送致を受けた警察官はこれを覆すに足る捜査もしないまま弁解を調書等に記をでいては捜査の形跡もない旨述べて逮捕の必要性としてあげたコンビニ強盗等に使用された可能性については捜査の形跡もない旨述べて逮捕の必要性をあった。

2 別件逮捕

意同行等を拒絶され、任意捜査の継続が著しく困(1)判決は、覚せい剤の嫌疑が高まりながら任

常生活上の様々な作業に便利であるという意味に

能になった後に本件逮捕であると認定した。 と、現行犯逮捕の要件を欠くか、仮にこの点誤認 があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が 敢行されたこと、逮捕した警察官自身が、覚せい があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が

取調べをしたと主張した。
(2) 検察官は、弁解録取の警察官は覚せい剤の 力針を決めた、釈放後も引き続き軽犯罪法違反の 取調べをいっさい行っていない、生活安全課は覚 取調べをしたと主張した。

しかし判決は、逮捕の必要性が認められないこと、覚せい剤捜査を並行して励行していること、と、覚せい剤捜査を並行して励行していること、と、覚せい剤捜査を並行できるよう係間で態勢をととのえたこと、釈放は令状発付後であり、軽犯罪法違反の取調べは捜査の区切りをつけるために罪法違反の取調べは捜査の区切りをつけるために罪法違反の取調べは捜査の区切りをつけるためにすぎず、仮に釈放後身柄を解放することになればすぎず、仮に釈放後身柄を解放することになればない。

違法収集証拠排除

捕警察官の意図とその後の捜査経過からみて、尿主義の精神を没却する重大な違法があること、逮主

得しさえすれば釈放したとしても尿を確実に差し まず現行犯逮捕し、逮捕中に強制採尿令状を取 別事件の嫌疑により犯罪の明白性がなくてもひと た者に対し、強制採尿等を確実に実行する目的で 拠として許容すれば、覚せい剤使用の嫌疑を抱い 本件のような違法逮捕を利用して得た鑑定書を証 書も違法な証拠と評価せざるを得ないこと、 を利用したものというべきであること、 目的を実現したものであり、 かつ違法逮捕の結果 尿の鑑定 仮に

(2)

検察官は本件違法逮捕と尿の差押えとの

来の違法捜査抑止の見地から本件鑑定書の証拠能 押さえるという目的は達成できることになり同様 の別件逮捕を助長するおそれがある旨述べて、 力を否定した。 将

の差押えは本件違法逮捕と同一目的のもとにその

が、 の連携により即座に令状執行していたはずである 接な関連があり、任意取調中に退去すれば係間 証拠だけに基づいた令状「発付」の可能性はある 関連性がないと主張したが、判決は、①逮捕前 令状の「執行」については本件違法逮捕と密

斥した。

制できず相当ではない旨述べて検察官の主張を排 拠能力を肯定すると、本件のような違法逮捕を抑 も令状執行の可能性があるというような理由で証 まれていても、令状審査に内在する限界から本件 こと、②令状請求書類に現行犯逮捕手続書が含 ③被告人が家族と同居しており本件逮捕がなくて 逮捕に司法審査がおよんでいるとはいえないこと、

タンザニア母子に対する退去強制令書発付処分等が

取り消された事例

Tanzania

福岡

ましたので、報告させていただきます。 発付処分等を取り消す判決を言い渡しました。こ の事件について私が入管出頭時から関与しており (五五歳) とその娘 (一一歳) に対する退去強制令書

事部は、オーバーステイのタンザニア国籍の女性

一〇二二年一月一三日、

福岡地方裁判所第三民

はじめに

事案の概要

を連れて、短期滞在の資格で日本に入国しまし 女性は、二〇〇五年九月に、 当時五歳だった娘

夫の願いでした。 夫の願いでした。

二 入管への出頭

られるであろうと考え、同年七月、福岡入管へ母 むを得ない理由もあるので、在留特別許可が認め 夫の実家に引っ越すことになれば転校となり、ま ようやく今の小学校に慣れてきたところで、もし は絶対一緒に住まないと言っている、また、 が、その母親が大の外国人嫌いで、黒人の母子と と、夫は介護が必要な高齢の母親と同居している ができないと訴えてきました。その理由を尋ねる そろえてまた来るように指示していたところ、翌 なかったことから、早く同居をして必要書類を の一一月でした。当時はまだ同居も実現できてい た虐められてしまう、とのことでした。私は、二 人の結婚は真摯なものであり、同居ができないや 一○○九年の六月に夫と二人でやってきて、 私のところに相談に来たのは、結婚の一カ月後 同居 娘が

子を出頭させ、退去強制手続きが開始しました。

法務大臣の裁決と訴訟提起

四

母子は仮放免を認められ、在宅で調査が行われ、違反審査、口頭審理、異議申立と、約一年かけて手続きが進みましたが、私の予想に反して、けて手続きが進みましたが、私の予想に反して、は理由なし(在留特別許可を認めない)という裁決がなされ、退去強制令書も発付されてしまいました。

私は、自分が出頭を勧めていながら、このままなりました。

訴訟での主張立証

五

侵害である、②娘は五歳で日本に来てから約五年離すことは自由権規約二三条一項の家族の権利の姻関係により結ばれているのであり、二人を引き姻関係により結ばれているのであり、二人を引き

の最善の利益」に反するというものでした。することは子どもの権利条約三条一項の「子どもており、言葉もわからないタンザニアに強制送還にわたって日本の幼稚園や小学校に通って定着し

② これに対して、被告国からは、在留特別許可の判断においては法務大臣に広範な裁量権があることを前提に、前記①について、原告の婚姻は在留資格を得ることを目的とした便宜的なものである、また、夫と同居しておらず夫婦としての実態はない、②について、娘の在留は親の不法在留に付随するものであり保護に値しない、また、娘に付随するものであり保護に値しない、また、娘に付随するものであり保護に値しない、また、娘に付随するものであり保護に値しない、また、娘に付随するものであり保護に値しない、また、娘に三回、別名により日本に入国して、オーバーステイで強制送還となっており、在留状況は悪質でテイで強制送還となっており、在留状況は悪質である、との反論が出ました。

(3) それで、当方は、法務大臣の裁量権にも一定の制約(たとえば法務省の公表している在留特定の制約(たとえば法務省の公表している在留特別許可に関するガイドライン)があることを前提中でもお互いに頻繁に行き来し連絡をとりあって中でもお互いに頻繁に行き来し連絡をとりあって中でもお互いに頻繁に行き来し連絡をとりあっていること、夫は少ない収入から原告母子の生活費いること、夫は少ない収入から原告母子の生活費いること、夫は少ない収入から原告母子の生活費により詳しく主張立証しました。また、②についるに対していること等を、原告母および夫の表していること等を、原告母および大田の裁量権にも一により詳して、日本に残り

視すべきではないと反論しました。 出すべきではないと反論しました。 現すべきではないと反論してが、過去のオーバー 当に不利な事情だったのですが、過去のオーバー なかったこと、また、いずれも自ら出頭して帰国 しており、在留特別許可を否定する事情として重 なかったこと、また、いずれも自ら出頭して帰国 しており、在留特別許可を否定する事情として相

た。

たいという気持ちを子どもの純粋な言葉で裁判官

(4) さらに、裁判中、原告家族の状況に大きな変化がありました。夫が介護していた高齢の母親変化がありました。夫が介護していた高齢の母親です。そのため、同居の最大の障害がなくなり、です。そのため、同居の最大の障害がなくなり、に対しても転校を説得して、ついに、二〇一一娘に対しても転校を説得して、ついに、二〇一伸良く暮らしている様子を写真にとって証拠として提出するなどしました。

六 判決

はその濫用があったものとして違法となる」とい明らかである場合には、裁量権の範囲を超え、又の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるこの判断の基礎とされた重要な事実に誤認がある。

においても「検討の要点」となりうると述べましイドラインは、法務大臣の判断に対する司法審査う最高裁の基準を採り、さらに、前記在留許可ガ

ではないと判断しました。 の)であってことさらに日本への入国のためとは 変えたのも、今回の入国の三年前 (洗礼によるも 強制送還は過酷であるとしました。③については を受け、日本語を習得し、人間関係を形成し、 時にも夫婦の実体はあったと推認できるとしまし はあるが、夫婦は同居を開始しているから、 親の人種的偏見が原因であり、裁決後の事情で 装の結婚ではないとし、 決時点で婚姻後一年九カ月が経過しており、 えないとして、消極事情としては重視すべきもの 裁決時までに一二年経過していることや、 最後の強制送還から今回の入国まですでに七年、 タンザニアの言葉を理解することは困難であり、 全に日本社会に溶け込んだ生活を送っていること、 いて幼い娘には責任がないこと、日本で初等教育 間相互に協力・扶助していたことが認められ、 そして、 ②の子どもの福祉については、不法残留につ ①の婚姻関係の真摯性については、 別居についても、 名前を 夫の母 裁決 その 仮 裁

を与えるべきであった」と判示しました。していれば、法務大臣は原告母子に在留特別許可て、「事実関係を正しく認定し、合理的な評価を

七 控訴審へ

本件判決を受け、私は、福岡法務局の訟務部とは、原告ら家族を再び不安定な地位において苦とは、原告ら家族を再び不安定な地位において苦とは、原告ら家族を再び不安定な地位において苦とは、原告中本に定着するのであり、再審情願でもますます日本に定着するのであり、再審情願でもますます日本に定着するのであり、再審情願でもますます日本に定着するのであり、再審情願でもますます。

るばかりです。
しに溢れた人道的な判断をしていただくことを祈が、原審裁判所と同じく、家族への温かなまなざが、原審裁判所と同じく、家族への温かなまなざ打ちに私も憤っています。今は、控訴審の裁判所打ちに私も憤っています。





為を行っていないこと等を積極事情として認定

局に自ら出頭したことや、

不法滞在以外に違法行

さらに、原告母子が弁護士に相談して入国管理

いた被告人(Hさん)に対して無罪判決を言い渡したので報告する。 二〇||年||月||日、 金沢地方裁判所は、業務上過失致死罪で起訴され、一貫して犯人性を争って

事案の概要

害を負わせ死亡させた、との事実で起訴された。
書を負わせ死亡させた、との事実で起訴された。
書を負わせ死亡させた、との事実で起訴された。
書を負わせ死亡させた、との事実で起訴された。
出さんは、二○○七年六月一○日午前○時五分で、東で道路を時速約三○ないし四○キロメーたいた被害者を前方約八・二メートル地点でようでいた被害者を前方約八・二メートル地点でようでいた被害者を前方約八・二メートル地点でようでいた被害者を前方約八・二メートル地点でようでは、東で道路を時速約三○日午前○時五分との事業で起訴された。

二 Hさんが被疑者とされた経緯

田さんは、路上に寝ている人を避けて現場を通し(目撃者がいた)、その足で近くの交番に路上に人が寝ている旨を届け出た後、現場に戻った。に人が寝ている旨を届け出た後、現場に戻った。に警察署で参考人聴取を受けたが、その際、警察官が日さんの承諾なく車を見分して左サイドドア官が日さんの承諾なく車を見分して左サイドドア市部に組織片を発見し、後に、この組織片と被害者の血液のDNA型が一致したとして、田さんは、移口が発者として捜査を受けることとなった。

争点及び検察官の主張

田さんは、寝ている人は避けて通過したとして、 と検察官は、①Hさんの車の左サイドドア下部に 被害者のDNA型と一致する組織片が付着してい 被害者のDNA型と一致する組織片が付着してい を部の間隔とHさんの車の左前輪タイヤエッジ部 の溝部の間隔がほぼ一致すること、③Hさんの車 の溝部の間隔がほぼ一致すること、③Hさんの車 の溝部の間隔がほぼ一致すること、③Hさんの車

四弁護側の主張

条官の主張に対し次のとおり主張した。 察官の主張に対し次のとおり主張した。 察官の主張に対し次のとおり主張した。 の意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検 の意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検 の意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検 の意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検 の意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検

過時に巻き上げて車体に付着した可能性、Hさん際に路上に落下した組織片をHさんの車が現場通のについて、先行犯人車両が被害者を轢過した

害者の生理的反応によること等を主張した。 は視認条件や動体視力の問題から信用できないこ 害者の姿勢変化に関するHさんの捜査段階の供述 認させないこと等を主張した。③については、被 ら する他メーカーのタイヤが相当数存在することか 相当数出回っていることやタイヤパターンが類似 いこと、Hさんのタイヤと同メーカーのタイヤが 部とHさんのタイヤ溝部の照合鑑定が信用できな た。また、②について、被害者の頭部の皮膚変色 A型鑑定の問題(鑑定資料の汚染、鑑定手法の誤 諾見分した警察官が意図的に付着した疑い、 被害者の姿勢変化は轢過後に生存していた被 ほぼ一致との照合結果はHさんの犯人性を推 エレクトロフェログラムの誤読等)を主張し D N

その他、日さんが犯人ではないことの行動証拠として、現場通過後に交番に行ったことや、警察とでの参考人聴取時に車を洗わず乗って行ったことを主張した。また、状況証拠から被告人を有罪とするには、被告人が犯人でないとしたならば合とするには、被告人が犯人でないとしたならば合とするには、被告人が犯人でないにものに急判することができない(あるいは少なくとも説明が極めて困難である)事実関係が含まれていることを要する旨を判示した最判平成二二年でいることを要する旨を判示した最初であるとの行動正拠としていることを要する旨を判示した。

五 証拠調べ

の車に付着していた組織片は、Hさんの車を無承

書を証拠提出せざるを得なくなった。 が起きるとの結果が出たため、当初取調請求して と同条件で再度実験を行った結果、巻き上げ付着 げ付着が起きることが判明した。これを受けて、 がずさんであったため、弁護側がこれを弾劾すべ 告書を取調請求していたが、この実験は実験条件 可能性を否定する内容の肉片を使った轢過実験報 いた轢過実験報告書を撤回し、再実験の結果報告 検察側は、 くHさんの車を使って実験をしたところ、 請求証拠はほとんど取り調べられた。 弁護側の実験報告書や調査結果報告書、 人尋問と被告人質問が五期日で集中的に行われ なお、 証拠調べは、 検察側は当初、組織片の巻き上げ付着の 弁護側の実験結果を弾劾すべく弁護側 書証の取調べのほか、一 四名の証 文献等の 巻き上

六 判決

判決は、①の間接事実も、照合鑑定は基本 とした。また、②の間接事実も、照合鑑定は基本 状況からして、ほかにも被害者由来の血液や組織 片が付くのが自然だが付着物は一点であるし、組 片が付くのが自然だが付着物は一点であるし、組 けで合理性を有するとして、推認力に限界がある して合理性を有するとして、推認力に限界がある して合理性を有するとして、推認力に限界がある して合理性を有するとして、推認力に限界がある

も、弁護側の主張を認めて推認力を否定した。車のタイヤが被害者の頭部を轢過したと認めることはできないうえ、Hさんのと同型のタイヤが相とはできないうえ、Hさんのと同型のタイヤが相的に信用できるが、そのことから直ちにHさんの的に信用できるが、そのことから直ちにHさんの

ず、判決は確定した。検察官は控訴せには合理的疑いが残るとした。検察官は控訴せて、Hさんが被害者を轢過したとの事実を認めるそして、現場通過後のHさんの行動も考慮し

七 えん罪防止のために

の労力を要する事件であった。大したが、それでも実験や調査、公判準備に相当検討課題の多さから弁護団は最終的に七名まで拡換計課題の多さから弁護団は最終的に七名まで拡

本件は、検察官が、ずさんな実験に依拠して事実関係の把握が不十分なままに日さんを起訴して無用な負担を与え、被害者遺族にも真犯人が見つり、検察官が不起訴処分をしていたならばというり、検察官が不起訴処分をしていたならばというり、検察官が不起訴処分をしていたならばというり、検察官が不起訴処分をしていたならばというり、検察官が不起訴処分をしていたならばというり、検察官が不起訴処分をしていたならばという方がある。犯罪者に仕立て上げられた方の負担しては、捜査段階から検察官の不十分な事件の見しては、捜査段階から検察官の不十分な事件のあった。

家四団体事務所説明会を開催

神奈川 小野 通子

城県、高知県と多彩で、大変にぎやかな会となり も東京・神奈川・千葉のほか、群馬、静岡県や茨 ております。今年も、修習生六一名、二八事務所 に取り組む事務所に結びつける重要な機会となっ 務所説明会は、多くの修習生を、人権課題に旺盛 明会」といいます)が開催されました。四団体事 家四団体事務所説明会(以下、「四団体事務所説 ザエフにおいて、六五期修習生を対象とした法律 〔弁護士四八名〕 の参加がありました。 参加地域 一〇二年二月一〇日、 四ツ谷の主婦会館プラ

習生から各事務所に対し、 の説明会となりました。限られた時間ながら、修 演がなされ、その後、 介会員より、震災・原発問題の現状についての講 日本大震災対策本部事務局長でもある久保木亮 四団体事務所説明会では、まず自由法曹団東 各事務所がブースを作って 弁護団事件の意義や労

は、

来のわれわれの仲間に迎え入れるために、日々活

そのような修習生を一人も逃すことなく、

きている現状があります。青法協修習生委員会で 組む事務所に所属することが容易ではなくなって 増加により、希望の地域で人権課題に旺盛に取り きた修習生にとっては、司法試験合格者の急激な 要となっています。一方で、人権活動に興味があ は毎年二〇〇〇名を超えるようになっています。 行われ、弁護士・修習生あわせて一○○名ほどが れました。四団体事務所説明会の後は、 働事件の困難さなどについての質問が活発になさ 活動の内容を周知させ、会員を拡充する活動が必 小させないためには、これまで以上にわれわれ 法律家全体の中での青法協会員の占める割合を縮 参加し、 新司法試験制度となってから、司法試験合格者 学生・受験生のときから人権活動に参加して 楽しく交流を深めることができました。 懇親会が

> 動を続けています。これからも会員の皆様のご協 力を、どうぞよろしくお願いいたします。

(参加した修習生の感想

た。 す弁護士というのをあらためて考えさせられまし もよかったです。先生方の話を聞き、自分のめざ 加されている先生にも会うことができたのがとて ○私は東京修習ですので、 地方の事務所から参 (東京修習 Aさん)

き 懇親会では、より踏み込んだお話をすることもで 率的に多くの先生とお話することができました。 事務所にお伺いできるよう工夫され、短時間で効 たくさんあることが、嬉しい驚きでした。複数の ○人権活動や社会問題に真剣に取り組む事務所が 同期の友達も増えました。

がとうございました。 様々な出会いがありました。素晴らしい会をあり 先生にお会いしてみないとなかなかわかりません。 た全国の修習生の仲間と会えて嬉しかったです。 の事務所の先生にお会いしてお話を伺える機会は しかし修習期間中は忙しいため、そう多くの先生 ○人権・平和・民主主義と、 大変貴重であると感じました。また、懇親会では にお会いできるものではありません。一度に多く ○法律事務所の雰囲気は、実際にその事務所の 同じ問題意識を持つ (大分修習 Cさん) 東京修習 Bさん) れればと思います。ありがとうございました。 かけにみずからが活躍できるステージを見つけら る熱いお話を聞くことができました。これをきっ 生方とお話することができ、また弁護士業に関す 下さったおかげで、質問も気兼ねなくでき、充実 先生方が、こちらが緊張しないように気を遣って もほとんど知らず、非常によい経験ができました。 すことができました。 い!」と気持ちを新たにし、充実した時間を過ご 会・懇親会などを通して、今後、あらゆる人権課 課題の多さを痛感しました。四団体説明会・学習 を認識するとともに、弁護士として取り組むべき 者の現実を知り、改めて震災・原発問題の深刻さ では、メディアでは知ることのできなかった被災 える貴重な機会と考えていました。当日の学習会 今後ともに訴訟や運動を作っていく先生方に出会 何よりも、たくさん話して、たくさん飲んで、楽 した説明会となりました。懇親会でも、多くの先 ○私は、関西出身ですので東京の事務所について ○四団体説明会は、就職活動という枠を超えて、 しかった!それに尽きます! (大阪修習 Dさん) 「微力ながらも先生方と一緒に取り組みた (横浜修習 Eさん)

(松山修習 Fさん)

六五期向け東京以外の事務所説明会へご参加下さい

東京以外の事務所を対象とした六五期修習生向け事務所説明会を行います。是非ご参加下さい。 時 五月二六日(土) 二時半 開場 三時 事務所説明会開始 六時 懇親会

○場 所 主婦会館プラザエフ四階「シャトレ」(懇親会は三階「コスモス」)

JR・地下鉄四ツ谷駅 麹町口 (徒歩一分)

○参加費用 説明会の参加費用として一事務所一万円を頂戴します。懇親会は別途費用お一人

○申込み受付(メールまたはFAXで一言参加する旨伝えて下さい。

【連絡先】 今泉義竜 (東京法律事務所

メール imaizumi@tokyolaw.gr.jp

期修習生部会の設立と活動報告

六五期司法修習生

(1) 報告をさせていただきます。今の司法修習 六五期修習生部会より部会の設立と活動

がりができにくいのですが、ビギナーズ・ネットは、前期修習もなく、なかなか修習生同士のつな

す!

「運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催したの輪を広約の承認や活動方針についての議論、役職の決定を行いました。設立後も次々入会者がでており、を行いました。設立後も次々入会者がでており、の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝の運動や青法協弁学

正式な部会の活動ではないのですが、修習前に正式な部会の活動ではないのですが、修習後も行う予定です。全国の修習生会員動は、修習後も行う予定です。全国の修習生会員が各地域でそれぞれ企画して開催する予定です。

意欲的に企画していきたいと考えております。についての勉強会などが計画されており、今後もについての勉強会などが計画されており、今後もの実施見学を含む静岡での勉強会、B型肝炎訴訟現在、月に一回行う原発連続勉強会や浜岡原発

動について報告いたします。

インとなっておりますので (別掲)、それ以外の活

現在のところ、七月集会の企画・運営がメ

修習生部会の行っている活動としては、

2

(3) 今後の目標は、まずは七月集会の成功で (3) 今後の目標は、まずは七月集会 実行委員を部会員とすべく虎視眈々と狙っています)、学習会や各地の施設見学など、さまざまなす)、学習会や各地の施設見学など、さまざまな (特に七月集会の成功で (4) が (4) が (5) が (5) が (6) が (6)

たします。 今後も色々とご迷惑をおかけすると思うのです

七月集会実行委員会の活動報告

六五期司法修習生

を持った合格者が中心となり、「私たちも、やろ格者、参加したことはないけれど話を聞いて興味一六日、過去の七月集会に参加したことのある合験の合格発表から約一カ月経った二〇二一年一〇月月集会実行委員会を立ち上げました。新司法試

ちでつくってきたいと考えての立ち上げです。べない人権問題・社会問題を学べる場を、自分たべない人権問題・社会問題を学べる場を、自分たした。

2 実行委員会の様子

ものにしたいのか」と考え、白熱した議論を展開委員が「自分たちが企画する集会を、どのような実行委員が直接集まって会議が開かれています。実行委員が直接集まって会議が開かれています。実行委員会には、北は札幌から南は那覇まで、実行委員会には、北は札幌から南は那覇まで、

自分たちでつくっていきたい 人権問題を学ぶ場を

私たち六五期司法修習生も、先輩方に続き、七

となっている現在だからこそ)。

でもあり、会議、会議後の懇親会(毎回やっています!)を通して、実行委員に強いつながりができる場とでもあり、会議、会議後の懇親会(毎回やっています!)を通して、実行委員に強いつながりがでます!!)を通して、実行委員に強いつながりができる場です。

気になるのは、貸与制に移行したことにより、 修習生のフットワークが重くなるのではないか、 という点です。今後、実行委員各々の勉強会、フ という点です。今後、実行委員各々の勉強会、フ という点です。貸与制については、法曹養成制度に 受益者負担論を持ち込み、法曹資格を私的なも のとするものであるため、私的利益を追及せざる をえない弁護士が増えかねないことが考えられま す。そのような情勢においては、修習生が人権問 題・社会問題につき真剣に考えることのできる七 月集会が、ますます重要なものとなっていると考 えています。

3 全体会は「原発訴訟」、

(祝)に、京都にて開かれることとなりました。 実行委員会会議では、各実行委員が自分の興味のある問題についてプレゼンテーションをし、味のある問題についてプレゼンテーションをし、

六五期の七月集会は、七月一五日(日)・一六日

また実行委員会会議は、同じ問題関心を有する

集会参加者全員が参加する全体会は、「原発訴事故により、実行委員会のなかでは、原発問題について強い関心があります。また、それは他の多くの修習生も同じだと思います。原発問題は、周辺住民や労働者の人権問題だけでなく、潜在的核兵器保有という点で平和問題、情報開示などの点兵器保有という点で平和問題、情報開示などの点兵器保有という点で平和問題、情報開示などの点点で民主主義の問題にも深くつながるものです。そういった問題を背景に、原発訴訟に関わってきた住民や弁護士のお話を聞かせてもらうことは、これから法曹になる私たちが、フクシマ以降の原発問題にどのようにかかわっていくのかを考えることのできる良い機会になると考えています。

⑧犯罪者の出所後支援、以上の八つを分科会とす⑦セクシュアル・マイノリティの権利を考える、基本条例、⑤茶のしずく石鹸問題、⑥原発労働、

4 意気込みとお願い

ることになりました。

私たちは、この七月集会を今までの先輩方がつなたちは、この七月集会を今までの先輩方護士の先生方に対して、カンパのお願いにあがることになると思われます。その際は、ご支援、がることになると思われます。その際は、ごす援、がることになると思われます。その際は、ご支援、がることになると思われます。その際は、ご支援、がることになると思われます。その際は、ご支援、いや、それ以上は、この七月集会を今までの先輩方がつ

*連絡先 7shuu65@gmail.com

口座番号 4158790

受取人名:65キ7ガツシユウカイジツコウ

イインカイ

スト国賠訴訟、

③ホームレス襲撃事件から学ぶ少

そのほか分科会として、①貧困問題、②アスベ

年事件の背景、④日の丸・君が代訴訟と大阪教育

青法協弁学合同部会二〇 一一年度第四回拡大常任委員会(岡山)

大阪府三条例案に対する抗議の決議を採択

原発問題、給費制維持・復活等について議論

を求める決議」(別掲)を採択し終了した。 加者は一三支部五九名。会議では、憲法課題、 いて活発な議論が展開され、最後に「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三条例案の撤回、廃案 二〇一|年度第四回拡大常任委員会が三月二日・三日、 司法改革問題、修習生・法科大学院生・学生支援につ 岡山市・岡山弁護士会館で開催された。

司法改革問題

最高裁逆転無罪判決について

裁判員の判断を維持しようとの政策的意図がみて 米倉勉会員(東京)より、報告があった。 いう) について、本部司法改革問題対策委員会の 違反事件最高裁判決(以下、「本件最高裁判決」と 本件最高裁判決を分析すると、第一審における まず、二〇一二年二月一三日付覚せい剤取締法

> る。 性格を有することを理由にそこから結論を導きだ 断を正面から批判せず、控訴審が事後審としての べきである。 結論であり、控訴審の性格から導くのは疑問であ おける判断は無罪推定の原則から導かれる当然の 尊重しているとは言いがたい。本件最高裁判決に している。そこで、裁判員の判断を本当の意味で あくまで無罪推定の原則に立ち返って判断す

2 最高裁や法務省検討会の議論状況に

次に、同対策委員会の町田伸一会員(東京)か

とれる。ただし、本件最高裁判決は、控訴審の判

があった。 議論がなされているのかについて次のとおり報告 ら各組織において裁判員制度についてどういった

組織が設置されている。 る。 を加え所用の措置を講じるものとするとされてい 府はこの法律の施行後三年を経過した場合に検討 裁判員裁判に関する法律附則九条によると、 そこで、「裁判員制度に関する検討会」という 政

されてしまう危険があるため、被害者参加を安易 体から様々な意見が提出されている。しかし、裁 判員制度においては、 である。会議においては全国犯罪被害者の会(あ 今後の議論の進め方、論点整理を行っている段階 での間に八回会議が行われているが、 すの会)や少年犯罪被害当事者の会など被害者団 同検討会においては、二〇一一年一二月一三日ま 裁判員が被害者の意見に流

いて引き続き注視していく必要がある。 に認めるべきではない。同検討会の審議内容につ

裁判員経験者による提言、単位会の 状況

位会の動向などについて報告があった。 介があり、裁判員経験者が感じていること、 提言)、「裁判員制度見直しを求める意見書」(二○ 提言」(二〇一一年一二月二二日付京都弁護士会の 割を十全に果たすことができるようにするための 七号)、「裁判員制度が司法制度の基盤としての役 「裁判員経験者からの提言」(週刊法律新聞 一年一二月二八日付大分弁護士会の意見書) [対策委員会委員長の立松彰会員 (千葉) 九二 から

余地があるのかなど、責任能力や更生可能性に関 が多い。そこで、なぜそんな残忍なことを行った かつ不可解な事件が多く裁判員に理解し難い事件 次のような提言がなされた。死刑求刑事案は残忍 員に理解できるようにすべきである。 し専門家による鑑定及び証言を積極的に行い裁判 か、刑務所のプログラムに従った場合に更生の 裁判員裁判について、則武透会員(岡山 から

て、

福井女子中学生殺人事件の再審開始 について

用して事件について次のとおり報告があった。 事件の概要、被告人が逮捕されるまでに至る状 吉川健司会員 (北陸) からパワーポイントを使

> 沢 いちでも勉強会を開催した。ぜひ各地でも勉強会 在 名古屋高裁金沢支部にて再審開始が決定され、 やすかった。同事件は、二〇一一年一一月三〇日、 証人の供述の変遷経過が図を用いて示され理解し て説明がなされた。特に、パワーポイントにより を開催してほしいとの発言があった。 北村栄会員(あいち)から本件事件についてあ 名古屋高裁刑事第一部に係属している。 検察官の立証構造、弁護人らの主張等につい

憲法課題

1 条例案と府立学校条例案と職員基本 大阪三条例案(大阪府教育行政基本

条例案)と思想調査について

制定された。橋下市長はたしかに人気があり、 と考えられる。教育条例案はそのための人材づく 三つの条例が何のために制定されたかというと、 の動向を紹介し、三つの条例の分析が行われた。 都市間競争を勝ち抜くための仕組みづくりである まず、橋下徹市長及び大阪維新の会のこれまで 遠地靖志会員(大阪)から、 次のとおり報告があった。 職員条例案はそのための役所づくりのために 大阪の状況につい

> 長けている。 世間の批判を自分自身の支持につなげていく力に

大阪では、青法協会員もこの問題に積極的に取

り組んでいる。実態調査を行ったり、条例に反対 する署名を各団体と協力して集めている。 大阪市のアンケート調査の廃止等を

求める決議案について

提案がなされ、意見交換が行われた。 条例案の撤回、 から「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三 本部憲法委員会委員長の大山勇一会員 (東京 廃案を求める決議(案)」の説明と

ないのが問題であるとの指摘がなされた。 競争で敗れた生徒に対する癒しを与えることであ らは、公教育とは大人になって社会に出た際に当 どう考えているのか教えてほしい旨の質問がなさ き事柄について意見が出され、その後、 和良会員(東京)から決議案に追加して明示すべ につければよく、教師が行うべきであることは、 るとの見解が示された。加藤寛之会員(千葉)は、 の倉知孝匡会員(あいち)から、公教育について皆 公教育では価値中立で社会生活に必要なものを身 たり前の社会活動ができるようにすることと考え れた。この質問に対して、鳥海準会員(東京)か 呉裕麻会員 (岡山)、加藤寛之会員 (千葉)、 この条例にはその点にふれた部分がまったく 新六四期

衆の期待を集めている。公務員、教職員に対する

かやってくれそうだ、

実行力がありそうだとの民

見交換が活発に行われた。 が示され、新人弁護士からベテランまで様々な意 を伸ばしていける状況づくりが望ましいとの意見 は、 教育現場にある教師が子どもに合わせて個性

3 秘密保全法・比例定数削減問題

沖縄問題などについて

順次行われた。 ーダン・シリア問題についてはポイントを絞って 問題については大山会員から報告され、 務局長の平松真二郎会員 (東京)、比例定数削減 たこともあり、秘密保全法については同委員会事 『論が活発になされ、終了予定時間が迫ってい 沖縄・ス

貧困・生活保護

要があるとの指摘がなされた。 法律違反の場合があり、積極的に裁判を起こす必 された。現在の行政の生活保護の運用は明らかに を規範として使わなければならないとの激励がな きた新宿七夕訴訟を紹介され、今こそ憲法一 ,館圭之会員 (東京) から、 自身が取り組んで 二五条

り報告を受けた(次号で講演要旨を掲載予定)。 東備消防裁判報告」をテーマに、近藤幸夫会員よ 日目の最後に、 岡山支部特別企画として、

震災PT

会議二日目は、 震災プロジェクトチーム(以下、

弁護団に入る価値はある。この訴訟に勝つために

題及び震災被害者に対する救援・復興の取り組み た、「日本史上最大最悪の問題」と呼ばれる原発問 震災PTという) では、東日本大震災から派生し についての報告が行われた。

原発の差止訴訟について

とであった。 在 国で差止訴訟を行っている脱原発弁護団には現 (あいち) より報告があった。同会員によると、全 一二〇名程度の弁護士が所属しているとのこ 原発の差止訴訟について、 北村栄会員

ている。 参加している。現在、 いるものの、中部電力は現在建設中の防潮堤が ○月に完成すれば、一二月に再稼働したいと言っ 北村会員自身は、静岡の浜岡原発の差止訴訟に 浜岡原発は運転を停止して

が出る可能性もあるのではないか。いずれにせよ、 とはできないかとの連絡もあり、差止めの仮処分 に係属中である。高裁の裁判官からは、 ており、 な弁護士らの含蓄ある言葉を聞けるだけでも、 と呼ばれる弁護士が多く参加している。このよう 高裁の裁判所には比較的意気込みを感じられる。 比較的近距離に居住する住民のみを原告とするこ 脱原発弁護団には、 浜岡原発については、二件の差止訴訟が係属し 先に提訴された訴訟 いわゆる公害問題の大御所 (旧訴) は現在高裁 原発から

> ぜひとも、 は、 運動を盛り上げることが必要不可欠である。 若手弁護士に参加いただきたいと訴え

2 脱原発の動き

より報告が行われた。 続 いて、 北陸を代表して吉川健司会員 北 陸

性を認めたというのが理由である。 電力は現在、大飯原発三、四号機の再稼働を要請 はすべてが稼働停止状態にある。もっとも、 トに耐えられるようになった。 ると、二○○○億円の投資を行い、ストレステス している。ストレステストの結果で保安院も安全 福井には原発が全部で一四基存在するが、 関西電力によ 関西 現在

改定には何年もかかり、これを待つ訳にもいかな 安全審査指針が安全性を確保するものでないこと 稼働に同意していない。福井県知事は、 どと話しており、これからも注意が必要である。 して、電力会社がこれに対応すれば同意する」な ない」としている。もっとも、同知事は、 が明らかであるから再稼働に同意する訳にはいか い。そこで、国の方で暫定的な安全審査基準を示 が注目されている。福井県知事は、今のところ再 現在、 福井県知事が再稼働に同意するか否か 「指針の 「現在の

原発の損害賠償請求について

3

れた。 弁護団は東電との交渉に向けて準備中であ 平松真二郎会員(東京)より報告が行わ

あった。
るものの、損害額の算定が困難であるとのことで

明があった。損害額算定の問題とは、特に①二〇キロ圏内(警戒区域内)と圏外で被害は同じなのか、違うのか、②二〇キロ圏(警戒区域)外に留か、違うのか、②二〇キロ圏(警戒区域)外に留か、という問題であり、鳥海会員としては、今回か、という問題であり、鳥海会員としては、今回か、という問題であり、鳥海会員としては、今回かないというのは共通の思いであるとの発言があるが、切り下げられた基準で解決するわけにはいかないというのは共通の思いであるとの発言があった。そして、平松会員(東京)からも、被害者の分り、吉田悌一郎会員(東京)からも、被害者の分り、吉田悌一郎会員(東京)からも、被害者の分り、吉田悌一郎会員(東京)からも、被害者の分がないというのは共通の思いであるとの発言があった。

学生支援について 学生支援について

取り組み 一司法修習生の給費制復活・維持の

に行われたシンポジウムが成功した。今後は、三ッ!」にて給費制問題が取り上げられ、二月二一日同委員会によると、先日、テレビ番組「朝ズバトの給費制復活に向けた奮迅ぶりが述べられた。まず、本部修習生委員会から、ビギナーズネッ

報告された。 月一五日の昼に院内集会を行う予定であることが

この問題については、民主党は前原誠司政調会長に一任していることが発覚し、給費制について表別和的な議員を動かすためには、世論(=マスコ親和的な議員を動かすためには、世論(=マスコ親和的な議員を動かすためには、世論(=マスコま)を動かすことが必要であると報告された。これないことが問題であるとの発言があった。この点、倉知孝匡会員(あいち)より前原政調会長の考えを理解し、説得を重ねることが重要ではないかとの指摘がなされた。

2 修習生・法科大学院生支援について

気な様子は、「青年法律家」(別掲)に掲載される実行委員会にも多数所属しており、新六五期の元新六五期修習生部会は会員も多く、七月集会

ので、ご期待されたい。

集会の準備状況と各地への協力要請が行われた。修習生からは、修習生部会の勉強活動及び七月

開催のための議決 第四三回定時総会 (七月沖縄

二〇二二年度の弁学合同部会第四四回定時総会 本沖縄で開催すること、本常任委員会では総会議案の骨子の提案について了承された。 前日に引き続き、「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三き、「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三き、「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三き、「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三さん。

(文責・寺本憲治・今西雄介)

^

 \Diamond

今から三〇年ほど前でしたでしょうか。

常任委員会でのあいさつ

青年法律家協会議長 近藤 真

(岐阜大学教授・憲法

摘の通りになりました。 と導かれて行きました。)その後の展開を見ると、 化され、健保は窓口三割負担と社会保険庁解体へ コメの食糧管理制度は解体され、国鉄は解体民営 健保」の運命は、その後の歴代政権も加わって、 根内閣が登場し、「3K」と呼ばれた「コメ、国鉄、 ているからだ」(当時、九条改憲を引っ提げて中曽 が憲法の九条と平和主義を守る制度的保障となっ 自治、大学自治、そして地方自治』である。それ ら攻撃を受ける可能性が高い。それは、『弁護士 れているが、今後、『三つの自治』が政府支配層か 国鉄、健保』が『3K』と呼ばれて攻撃の対象とさ でおっしゃっていました。「現在(当時)は、 「三つの自治」についても、 1 私の記憶では、森英樹名大教授が講演の中 まったく森教授のご指 **『コメ、**

かねない過当競争状態へと追い込まれ、さらに修 大量に弁護士が創出され、 安い弁護料にしろという財界の要望通り 弁護士自治は、 司法制度改革によって、 「憲法より飯だ」となり

> ないような弁護士制度に急速になりつつあり、こ 習生の給費制が廃止され、金持ちの子弟しかなれ 局面に立たされていると思います。 して歴史的役割を果たしてきた弁護士自治も重大 れまで日弁連を中心に平和と民主主義の守り手と

じます。 戦前のように、平和思想が弾圧され、軍事研究が 究所の下請け機関になりつつあります。これでは 界の要望通り、国民の研究機関ではなく、企業研 学長と何ら変わりはありません。今や大学は、財 教授しか学長になれないのですから、戦前の任命 で首位になった教授は学長になることができませ 大学で公然と始まるのも、 んでした。これでは、政府文部省に覚えめでたい 3 日の開催地にある岡山大学でも、学長選挙 大学自治は、国立大学法人化により、 時間の問題のように感 本

の岡山での三月常任委員会でも批判の決議がなさ ダウン化し、大阪ではハシズムが吹き荒れ、 4 体首長に大きな権限が付与されて、トップ 地方自治は、 地方分権法によって、 今回 自治

> でなく、彼らは、さらに、第三党や、九条改憲に ピュリズム的第三党と対抗するために、 となるという予測が広がっています。民主党政 ズム」(カリスマ的政治家の大衆的人気をバックに を享受しています。三都では、多国籍企業から地 違って、全世界に展開する多国籍業の本社が集中 られています。ハシズムはマニフェストで九条改 気に強行しようとしているようです。 べき総選挙で民主党政権が敗北した時には受け皿 の嵐は、国政に対しても三都連合が結成され、そ マスコミを動員して強権的な政治を進めること) 方行革を求められ、地方議会や地方公務員バッシ 憲国民投票をせよと主張しています。とくに、 れたように、君が代強制、組合弾圧が公然と進 により解散・総選挙に持ち込む構えであるばかり れが新自由主義のみんなの党と結びつけば、 られています。三都で吹き荒れる「現代ポピュリ ングが進められ、九条攻撃がもとめられ、 京・大阪・名古屋の三都は、他の都市とまったく 反対する社共を葬るために衆参比例区の廃止を |地方自治] に託した平和国家建設の趣旨がゆがめ そうなる前に、自民党と大連立を組んで、 世界中で収奪した収益により、特別な豊かさ 先制攻撃 憲法が

義を守っていく必要があると思います れら三つの自治を守りぬいて、 私たち青年法律家協会は、危機に直面する、こ 憲法九条と平和主

青法協弁学合同部会二○一一年度第四回拡大常任委員会◎決議

大阪府三条例案の撤回、廃案を求める決議大阪市のアンケート調査の廃棄と

問題について大阪市による市職員アンケート調査

大阪市は二〇二年二月九日、市職員に対して政対象となることを示し、匿名での回答は認めないと回答するよう求め、正確に回答しなければ処分の回答するよう求め、正確に回答しなければ処分の回答するとを示し、匿名での回答は認めないと

記名での通報を求めている。
本アンケートは、組合活動や政治活動や組合活動へ誘ってきた人物についても無政治活動や組合活動へ誘ってきた人物についても無本アンケートは、組合活動や政治活動への参加の

断というほかない。

る。また、本アンケートで組合活動について報告を二一条)、プライバシーの自由(同一三条)を侵害す員の思想良心の自由(憲法一九条)、表現の自由(同強制によって内心を明らかにさせることは、市職

二八条)を侵害する不当労働行為に当たる。 ほす支配介入であり、憲法で保障された団結権(同強制することは労働組合に対する干渉や圧迫を及

本アンケートを主体的にすすめてきたことは言語道の集約先として指定された野村修也大阪市特別顧問もいずれも人権擁護と社会正義の実現(弁護士法門もいずれも人権擁護と社会正義の実現(弁護士法一条)を職務とする法曹資格者である。また、橋下市長には地方公務員として憲法尊重擁護義務(憲法九九条)があり、野村特別顧問はこうした義務を接入九条)があり、野村特別顧問はこうした義務を法九九条)があり、野村特別顧問はこうした義務をような立場にありながら、職員の人権を侵害するような立場にありながら、職員の人権を侵害する

労委も「不当労働行為(支配介入)に該当するおそケートの開封・調査は凍結された。また、大阪府などから違憲・違法性を指摘され、同日、本アンロ月一七日には、市職員や労働組合、弁護士会

影響は甚大なものとなる。な行為が他の公共団体へ広がることになれば、そのは市職員の権利を踏みにじるものであり、このようれがある」との異例の勧告を出した。本アンケート

対して謝罪を行うことを強く求める。本アンケート結果が廃棄され、再び行われることが本アンケート結果が廃棄され、再び行われることがないこと、橋下市長が調査の対象となった市職員に本アンケート結果が廃棄され、

2 大阪府三条例案問題について

また、大阪府の松井一郎知事は、「職員基本条例」と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の三と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の三と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の三と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の三と「教育行政基本条例案」、「職員基本条例案」に手を加え、別途提案び「大阪府教育基本条例案」に手を加え、別途提案でれたものである。

る点でまったく解決になっていないばかりか、すべ以外の一般職員については、五段階評価を相対評価から絶対評価に変更し、二年連続最低評価の職員を分限対評価に変更し、二年連続最低評価の職員を分限対評価に変更し、二年連続最低評価の職員を分限対解するという規定を削除した。しかし、教職員を分限が開するという規定を削除した。しかし、教職員を入口、、

教職員への処分を想定するものとなっている。 は残されており、君が代起立斉唱命令に従わない 場に混乱をもたらすことになる。そして、同 である。また、徹底した相対評価によるランク付け ての職員が問題のない勤務態度であっても必ず下位 白であって、地方公務員法に違反する。 部政治家への奉仕者」へ変えることにあることは明 るための「住民全体の奉仕者」(憲法一五条二項)か 命令に三回違反すると分限免職となるという規定 五%と評価される者が出ることになり、極めて不当 「職員基本条例案」が、職員を住民の福祉増進を図 職員間に無用な競争をあおることになり、 首長が立てた政策目標を忠実に実行させる「一 一職務

童生徒の人格的接触が不可欠である。教職員に対 よる教育への政治介入を容認するものであるととも については、教育目標は首長が決定できるとの規定 るといわざるをえない。さらに、 阻害するものであって教育に対する不当な介入であ する行政の支配統制は、そのような人格的接触を 形成発展のために行われる営みであって、教師と児 ると言わざるを得ない。教育は、児童生徒の人格の る教育に対する不当な支配(同法一六条)に該当す し立てる権限を保護者に与えた。これは、 して統制するためのものであり、教育基本法の禁じ 「教育行政基本条例案」および「府立学校条例案 「教育困難」という決定を通して教職員を支配 加えて不適格教員に対する指導研修を申 人格の形成発展の 首長に

> 児童生徒の教育を受ける権利(憲法二六条)を侵害 営みを超えて、行政が設定する目標にかなう人材 するものである の育成をかかげ過度の競争を導入する本条例案は、

例案』および『職員基本条例案』の撤回および廃案 法違反の本質に変わるところはない。同部会は、 とする憲法の理念および教育基本法、地方公務員 上記の修正を経たうえでも、憲法二六条をはじめ を求める意見書」を発表したが、上記三条例案は、 委員会は、昨年一一月一四日に「『大阪府教育基本条 私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会憲法

らためてこれらの条例案の提案の撤回あるいは府議 会による廃案を強く求めるものである。

以 上

一〇二二年三月 三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会 Щ 回 拡 大常 任 委 員 会

編集後言

ものだ。それがデジカメという奴は、その場 た。すぐに自分の目で旅の景色を楽しんだ カメラを向けてシャッターを一押して終わ しむ時間を失ったのだ。▼今までは被写体に 友としては大欠点があった。旅そのものを楽 ろでも撮れることは有り難い。 のないこと、ストロボなしでどんな暗いとこ で通して来た。予備フィルムを持ち歩く必要 持って出た。これまで頑 海外に初めてデジカメを マに行った(表紙写真)。 ▼二月初め、 徹にフィルムカメラ しかし、 雪のロー 旅の

のため、 多種多様な機能の誤操作でイライラは募り、 みにするために。 も持って行く。写真の出来を旅行後の楽し ルムカメラを購入した次第。 するが、またフィルムカメラに戻る予定。そ ボタンと格闘するうちに旅の仲間とはぐれ もっとよい一枚をと切りがなくなる。そうな で撮ったシーンの確認を衝動させる。そして 不格好なやはりF社の中版フィルム用カメラ たにF社のブラックタイプのコンパクトフィ る始末。▼三月にベルリンとドレスデンを旅 ると旅情などふっ飛ぶ。しかも、必要もない 銀塩カメラ派の私はもの好きにも新 勿論、 大きくて 宮本智